５．地域歳末たすけあい事業助成基準

（１）目的

歳末たすけあい運動の趣旨に基づく事業で、年度内に完了する事業。

（２）助成対象事業

①地域住民の参加による在宅福祉活動事業。
②地域で福祉ニーズのある方（世帯）への支援事業。
③その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（３）助成の対象としない事業

①団体の構成員のみを対象として実施する事業。
②公的資金ないし他の補助金により行われている事業。
③行政からの受託事業。
④営利を目的とする事業。

（４）助成の対象としない経費

①施設設備、機器等の維持管理経費
②事業に直接関係しない事務経費。
③交流会等の飲食経費、人件費。
④その他、本会が不適当と認める経費。

（５）助成基準額

境港市社会福祉協議会や地域団体が年末年始に取り組む、地域福祉推進のための事業に助成を行うこととする。

１団体、１事業に限り、５万円を上限とする。ただし、千円未満は切り下げるものとする。